

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

目 次

1	給与勧告制度の基本的考え方及び勧告の手順.	P 1
2	民間給与との較差等に基づく給与改定.	P 2
3	給与比較における民間給与調査.	P 4
4	調査事業所の状況.	P 5
5	民間との給与額の比較方法（ラスパイレス比較）.	P 6
6	ラスパイレス比較の計算例.	P 7
7	初任給比較.	P 8
8	大阪府職員モデル給与例.	P 9
9	大阪府職員と民間従業員の役職別給与比較.	P 1 1
1 0	適用給料表別職員数・構成比.	P 1 2
1 1	給与勧告の推移.	P 1 3
1 2	大阪府職員（行政職給料表適用者）の年間給与の推移.	P 1 4
1 3	他団体との比較.	P 1 5

1. 給与勧告制度の基本的考え方及び勧告の手順

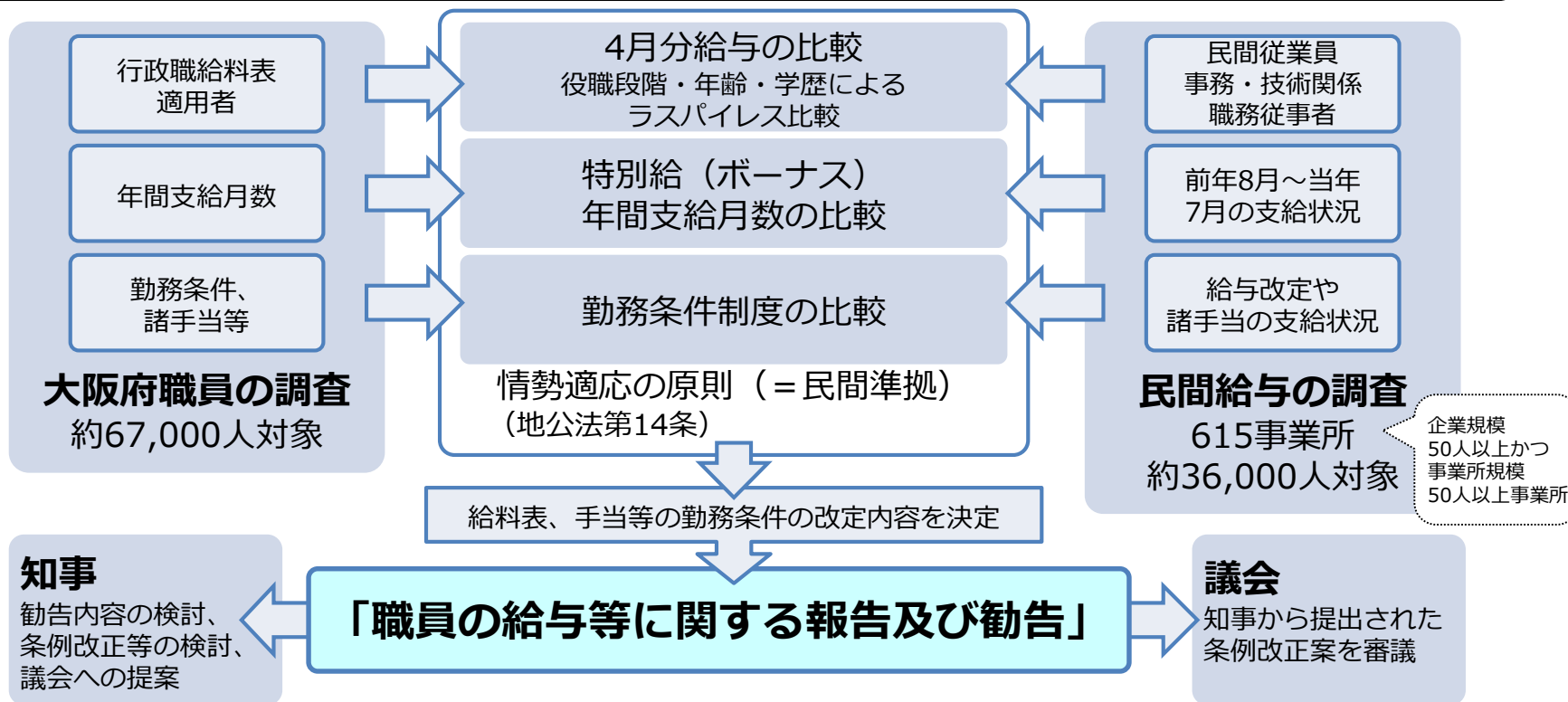
～職員の給与はどのようにして決めるのか～

人事委員会勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものです。（地方公務員法第14条）

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならぬとされています。（地方公務員法第24条第2項）

人事委員会は、毎年少なくとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとされています。（地方公務員法第26条）

給与勧告を通じて職員の適正な処遇を確保することは、職務に精励している職員の士気の向上等に資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっています。



2. 民間給与との較差等に基づく給与改定－1

1. 職員給与と民間給与との比較

月例給については、本府の行政職給料表適用職員とこれに類似する職務に従事する民間の事務・技術関係従業員の本年4月分給与をラスパイレス方式（6ページ参照）で比較したところ、職員給与が民間給与を6,708円（1.78%）下回ることが明らかになった。

特別給（ボーナス）については、民間における特別給の合計額が月例給の4.50月分にあたるということが明らかになった。

2. 給与改定の内容

（1）給与較差の解消

① 給料月額を引上げ

行政職給料表：初任給は高校卒程度5,000円、大学卒程度4,500円の引上げ
20歳台半ば～30歳台後半は、4,400円～3,400円の引上げ
40歳台以降は、一律3,300円の引上げ（平均改定率1.12%）
その他の給料表：行政職給料表との均衡を基本に改定

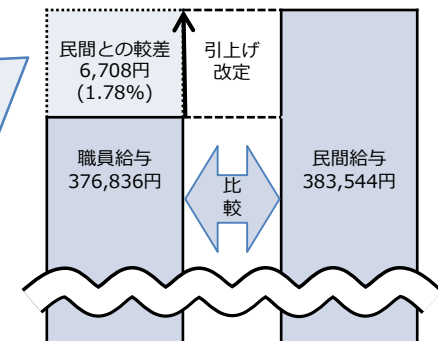
② 地域手当支給割合を引上げ

支給割合を0.8ポイント引上げ（11%→11.8%）

【較差解消額の内訳】

給料表3,595円 地域手当2,679円 はね返り 434円（※）

※給料等に対し一定割合で定められている手当額の増減分（地域手当など）



2. 民間給与との較差等に基づく給与改定－2

(2) 特別給（ボーナス）

現行4.45月分から0.05月分引き上げ、年間4.50月分とする（職員＝年間4.45月分、民間＝同4.50月分）

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期			12月期			年間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
現行	1.300	0.925	2.225	1.300	0.925	2.225	2.600	1.850	4.450
勧告後	1.300	0.950	2.250	1.300	0.950	2.250	2.600	1.900	4.500

引き上げる0.05月分は、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分。

(3) 国家公務員の制度に準じた改正

① 初任給調整手当の改正

医師等に対する初任給調整手当の限度額を引上げ（250,900円→251,200円）

② 住居手当の改正

手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ（12,000円→16,000円）

手当額の上限を引上げ（27,000円→28,000円）

(4) 教育職給料表の改定

臨時的任用職員（講師等）に適用される小学校・中学校教育職給料表1級の最高号給を55歳程度までの経験年数を勘案した初任給が決定できるよう引上げ（125号給→157号給）

(5) 改定時期

○平成31年4月1日

（1）給与較差の解消、（2）特別給、（3）の①初任給調整手当の改正

○令和2年4月1日

（3）の②住居手当の改正、（4）教育職給料表の改定

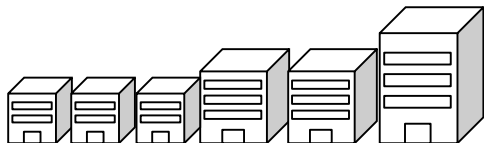
※住居手当の改正によって、手当額が2,000円を超える減額となる職員等については、1年間、所要の経過措置を実施

3. 給与比較における民間給与調査

◆民間給与の調査対象

- 企業規模50人以上かつ事業所規模50以上の事業所
 - ・同規模の多くの民間企業においては、公務と同様、課長・係長等の役職段階があることから、同種・同等の者同士による比較が可能
 - ・同規模であれば、事業所数の関係で、実地による精緻な調査が可能
 - ・企業規模50人以上の民営事業所の正社員数の割合は、民営事業所全体の正社員数の6割超

企業規模50人未満



役職段階の例

課長
係員

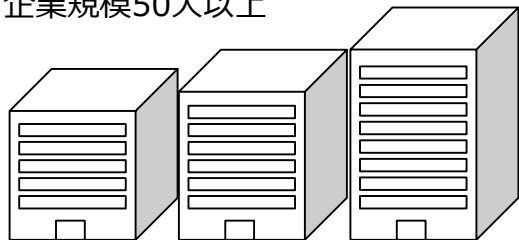
府内民営事業所の正社員数の割合

※平成26年経済センサス基礎調査（総務省）を基に大阪府人事委員会において集計

企業規模50人未満・・・35.4%



企業規模50人以上



部長
課長
課長代理
係長
係員

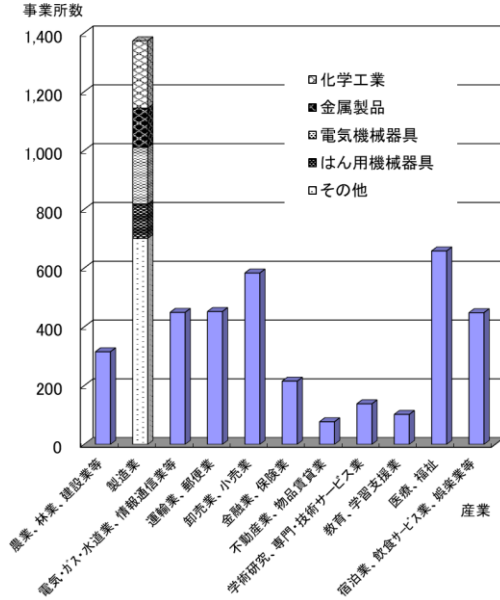
企業規模50人以上・・・64.6%



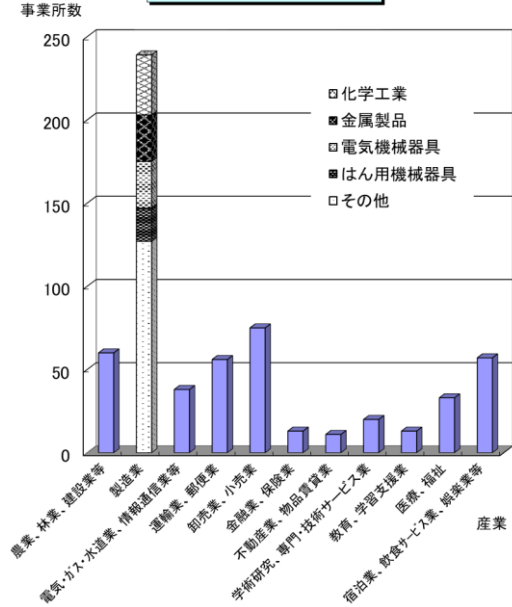
府内の民営事業所全体の正社員数の6割を超える人数をカバー

4. 調査事業所の状況

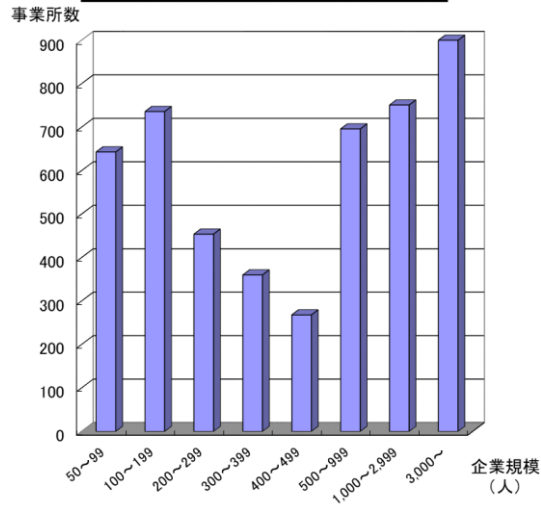
調査対象事業所(産業別)



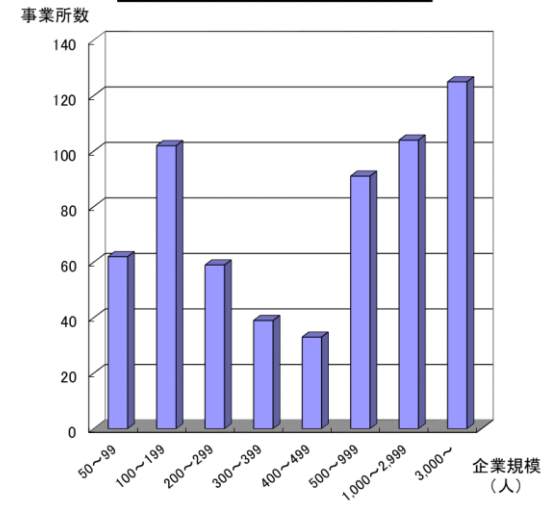
調査事業所(産業別)



調査対象事業所(企業規模別)



調査事業所(企業規模別)

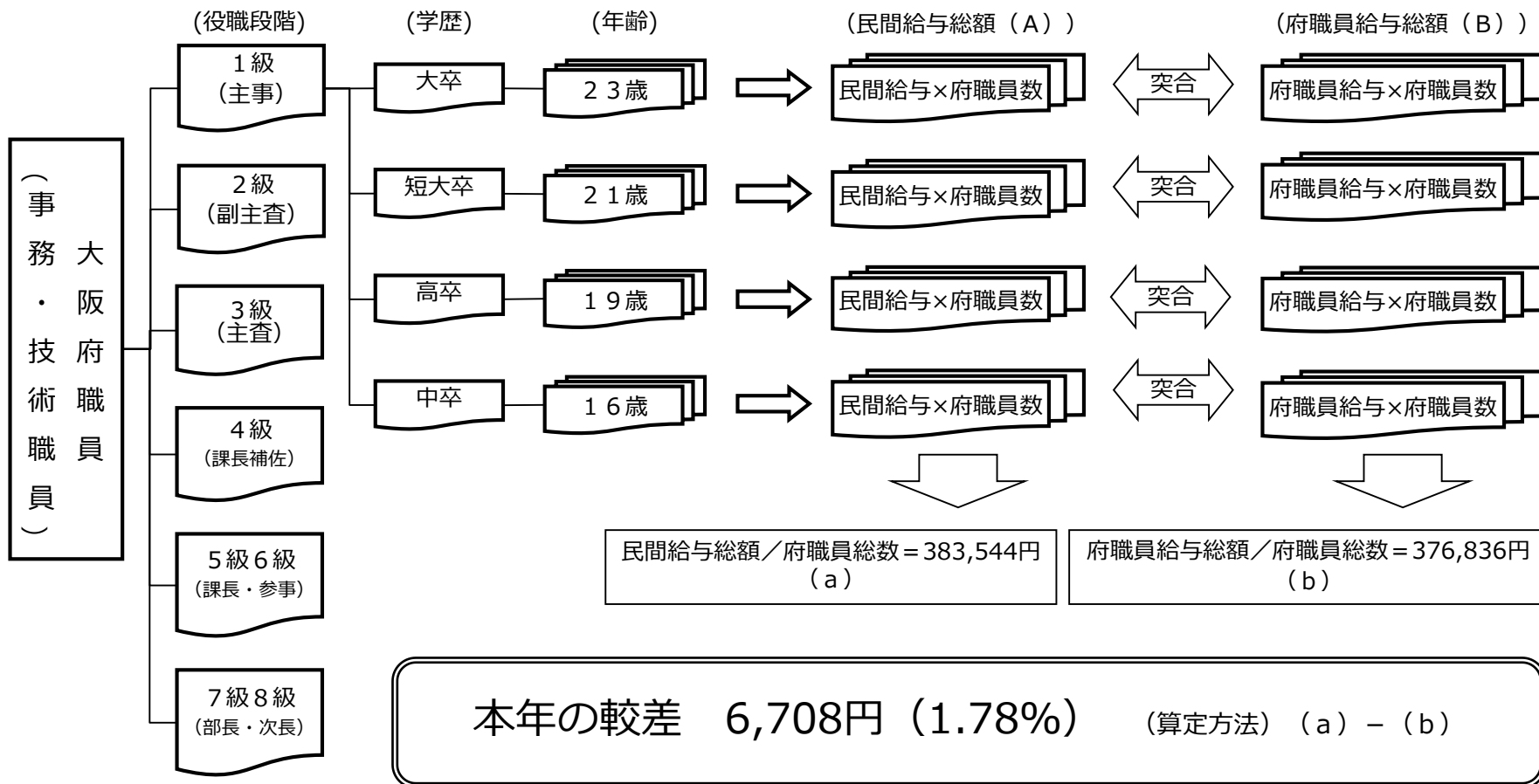


○調査事業所の抽出後も、産業及び企業規模別に見た構成比が調査対象事業所(母集団)と概ね一致

5. 民間との給与額の比較方法（ラスパイレス比較）

個々の大阪府職員に民間従業員の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額（A）が、現に支払っている支給総額（B）に比べてどの程度の差があるかを算出するのが、ラスパイレス方式と呼ばれる比較方法です。

具体的には、以下のとおり、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢別の大阪府職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与のそれぞれに大阪府職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



6. ラスパイレス比較の計算例

① 府職員の役職段階、年齢階層、学歴別の平均給与額を算出

府職員/X歳階層/大学卒	府職員/Y歳階層/大学卒
280,000円 245,000円 240,000円	300,000円 286,000円
3人：平均255,000円	2人：平均293,000円

③ 1及び2のそれぞれの平均給与額に府職員数を乗じた総額を算出

府職員/X歳階層/大学卒 $255,000円 \times 3人 = 765,000円$
府職員/Y歳階層/大学卒 $293,000円 \times 2人 = 586,000円$

④ それぞれを合計し、その水準（平均額）を比較

府職員
765,000円 + 586,000円 合計：1,351,000円
$1,351,000円 \div 5人$ 平均： 270,200円 (A)

② 条件（役職段階、年齢、学歴）を同じくする民間企業従業員の平均給与額を算出

民間企業従業員/X歳階層/大学卒	民間企業従業員/Y歳階層/大学卒
290,000円 280,000円 270,000円 250,000円 230,000円	300,000円 290,000円 270,000円 260,000円
5人：平均264,000円	4人：平均280,000円

左記の民間企業従業員の平均給与額に条件（役職段階、学歴、年齢）が同じ階層の府職員数を乗じた額を算出

民間企業従業員/X歳階層/大学卒 $264,000円 \times 3人 = 792,000円$
民間企業従業員/Y歳階層/大学卒 $280,000円 \times 2人 = 560,000円$

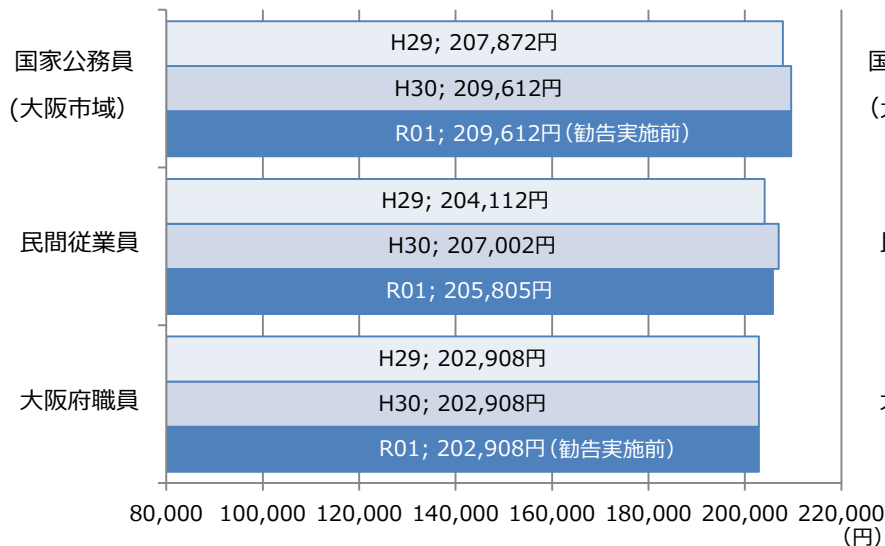
民間企業従業員
792,000円 + 560,000円 合計：1,352,000円
$1,352,000円 \div 5人$ 平均： 270,400円 (B)

◎ 較差額：民間企業従業員平均給与額 (B) 270,400円 - 府職員平均給与額 (A) 270,200円 = 200円

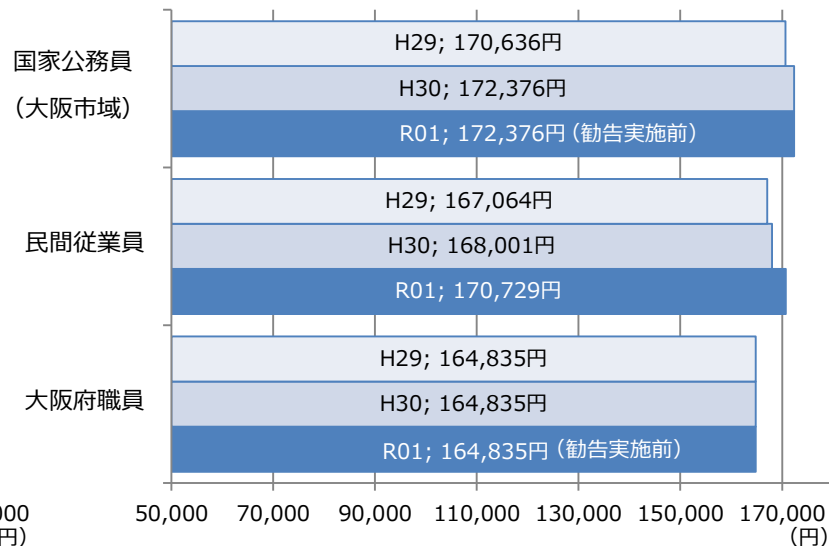
◎ 較差率：較差額200円 ÷ 府職員平均給与額 (A) 270,200円 × 100 = 0.07%

7. 初任給比較

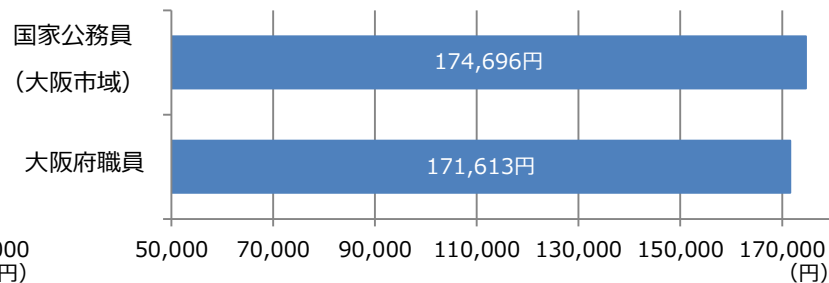
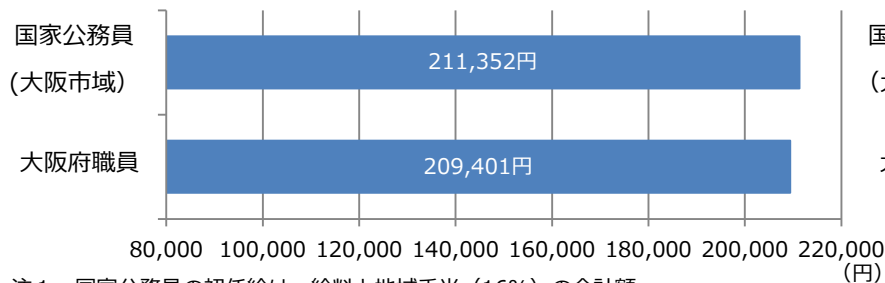
大学卒程度



高校卒程度



勧告実施後



○初任給引上げ額

国家公務員 1,500円 (大卒)、2,000円 (高卒)
 大阪府職員 4,500円 (大卒)、5,000円 (高卒)
 ※下記金額には、はね返し分含む

- 注1 国家公務員の初任給は、給料と地域手当(16%)の合計額。
 注2 民間従業員の初任給は、2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査によるもの。
 注3 大阪府職員の初任給は、給料と地域手当(勧告実施前11%、勧告実施後11.8%)の合計額。

8. 大阪府職員モデル給与例－1 (行政職給料表適用者)

◆モデル給与例計算の前提条件

- 【年齢】 職階ごとに5歳刻みで設定
- 【モデルとなる給料月額】 モデル年齢の人員分布で最も多い号給の給料月額
- 【給与月額に含まれるもの】 給料、管理職手当、地域手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額
- 【年間給与に含まれるもの】 上記、「給与月額」×12+期末・勤勉手当
- 【留意点】
 - ・年度途中の昇給（定期昇給は毎年1月）、扶養手当等は考慮していない。
 - ・示した例は一つのモデルケースであり、世帯構成、人事評価結果等の違いにより、同じ年齢であっても職員ごとに異なる。

(単位：円)

職	年齢	勧告実施前(a)		勧告実施後(b)		増減額(b-a)		
		給与月額	年間給与	給与月額	年間給与	給与月額	年間給与	
行政職 給料表	部長級	55歳	751,814	12,902,228	760,921	13,102,596	9,107	200,368
	次長級	55歳	674,652	11,464,494	683,204	11,649,182	8,552	184,688
	課長級	50歳	580,968	9,811,040	588,845	9,977,300	7,877	166,260
	課長補佐級	50歳	463,092	7,926,972	470,119	8,074,288	7,027	147,316
	主査級	45歳	414,474	7,002,534	421,150	7,138,490	6,676	135,956
	主事級（副主査）	35歳	315,129	5,253,984	321,313	5,373,956	6,184	119,972
	主事級	大卒初任給	202,908	3,337,834	209,401	3,455,114	6,493	117,280

8. 大阪府職員モデル給与例－2

(教育職、公安職給料表適用者)

(単位：円)

	職	年齢	勧告実施前(a)		勧告実施後(b)		増減額(b-a)	
			給与月額	年間給与	給与月額	年間給与	給与月額	年間給与
高等学校等 教育職給料表	校長	55歳	632,530	10,501,896	640,720	10,674,032	8,190	172,136
	教頭	50歳	591,665	9,615,120	599,566	9,774,784	7,901	159,664
	首席・指導教諭	45歳	492,386	8,287,040	499,725	8,438,160	7,339	151,120
	教諭	45歳	471,423	7,830,828	478,613	7,975,502	7,190	144,674
	教諭	35歳	379,980	6,312,786	387,218	6,453,536	7,238	140,750
	教諭	大卒初任給	238,213	3,907,032	245,724	4,042,744	7,511	135,712
小学校・中学校 教育職給料表	校長	55歳	592,792	9,835,362	600,696	10,000,556	7,904	165,194
	教頭	50歳	566,079	9,187,464	573,796	9,342,690	7,717	155,226
	首席・指導教諭	45歳	469,198	7,895,768	476,371	8,042,806	7,173	147,038
	教諭	45歳	456,300	7,578,690	463,381	7,720,752	7,081	142,062
	教諭	35歳	388,160	6,448,700	395,457	6,590,860	7,297	142,160
	教諭	大卒初任給	238,213	3,907,032	245,724	4,042,744	7,511	135,712
公安職給料表	警視(所属長級)	58歳	622,016	10,630,400	630,524	10,812,972	8,508	182,572
	警視(管理官級)	55歳	512,154	8,766,794	519,870	8,928,764	7,716	161,970
	警部	50歳	486,957	8,335,484	494,491	8,492,878	7,534	157,394
	警部補	45歳	448,551	7,578,266	455,808	7,725,940	7,257	147,674
	巡查部長	40歳	388,278	6,473,560	395,101	6,608,062	6,823	134,502
	巡查長	35歳	312,798	5,145,526	319,300	5,268,450	6,502	122,924
	巡查	25歳	247,863	4,077,344	255,239	4,211,442	7,376	134,098
	巡查	大卒初任給	227,994	3,750,500	235,562	3,886,770	7,568	136,270

9. 大阪府職員と民間従業員の役職別給与比較

(平成31年職員給与実態調査と2019年(平成31年)職種別民間給与実態調査のデータから試算)

大阪府職員 【行政職給料表適用者】 (府職員の平均)	部長級		課長級		主査級		主事級(副主査除く)	
	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額
	58.3歳	771,515円	55.2歳	617,059円	47.3歳	421,078円	26.8歳	237,286円

給与額は、勧告実施前の給与額で、給料(調整額を含む。)・管理職手当・扶養手当・地域手当・住居手当・単身赴任手当(基礎額)の合計額です。

民間従業員(企業規模)	部長		課長		係長		係員	
	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額
1,000人以上	57.9歳	786,675円	55.0歳	615,945円	47.0歳	440,398円	27.0歳	261,561円
500人以上	57.9歳	765,030円	55.0歳	606,770円	47.0歳	430,338円	27.0歳	255,716円
100~499人	57.9歳	579,382円	55.0歳	493,040円	47.0歳	373,091円	26.9歳	229,283円
50~99人	57.8歳	678,216円	54.9歳	461,920円	46.8歳	382,065円	27.0歳	228,347円

- 1 民間従業員の年齢及び給与額は、同役職の府職員の平均年齢(四捨五入値)の±1歳の民間従業員の単純平均値です。
- 2 給与額は、きまって支給する給与額から時間外手当と通勤手当を除いた金額です。

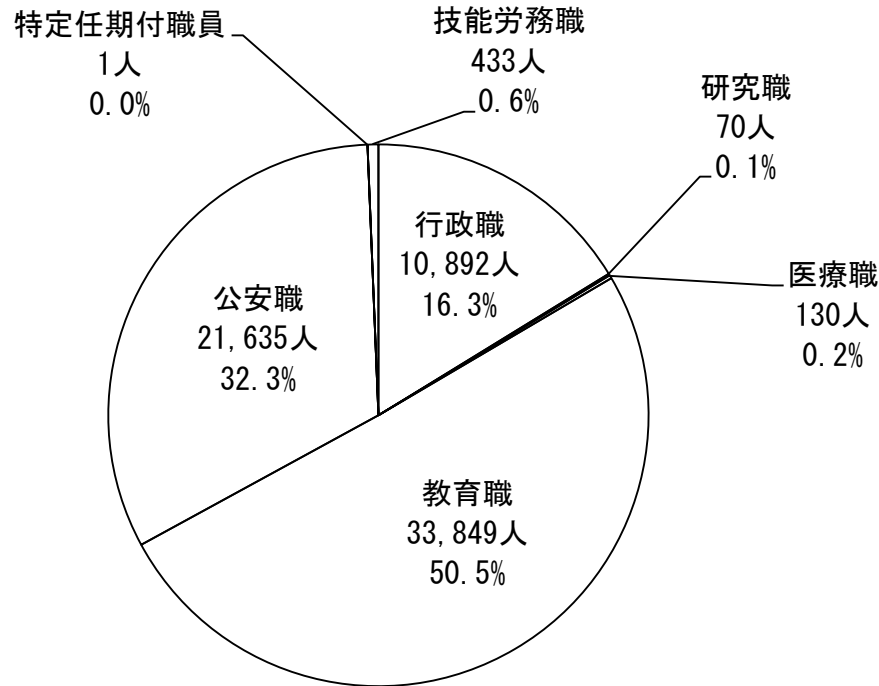
差引(府職員-民間従業員)	部長		課長		係長		係員	
	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額
1,000人以上	0.4歳	▲15,160円	0.2歳	1,114円	0.3歳	▲19,320円	▲0.2歳	▲24,275円
500人以上	0.4歳	6,485円	0.2歳	10,289円	0.3歳	▲9,260円	▲0.2歳	▲18,430円
100~499人	0.4歳	192,133円	0.2歳	124,019円	0.3歳	47,987円	▲0.1歳	8,003円
50~99人	0.5歳	93,299円	0.3歳	155,139円	0.5歳	39,013円	▲0.2歳	8,939円

10. 適用給料表別職員数・構成比

◎平成31年4月1日現在

	行政職	研究職	医療職			教育職		公安職	特定任期付職員	技能労務職	合計
			(一)	(二)	(三)	高等学校等	小学校・中学校				
職員数	10,892人	70人	52人	70人	8人	11,473人	22,376人	21,635人	1人	433人	67,010人
構成比	16.3%	0.1%	0.2%			50.5%		32.3%	0.0%	0.6%	100.0%

※構成比はそれぞれ端数処理をしているため、合計が100%とならない場合がある。



11. 給与勧告の推移

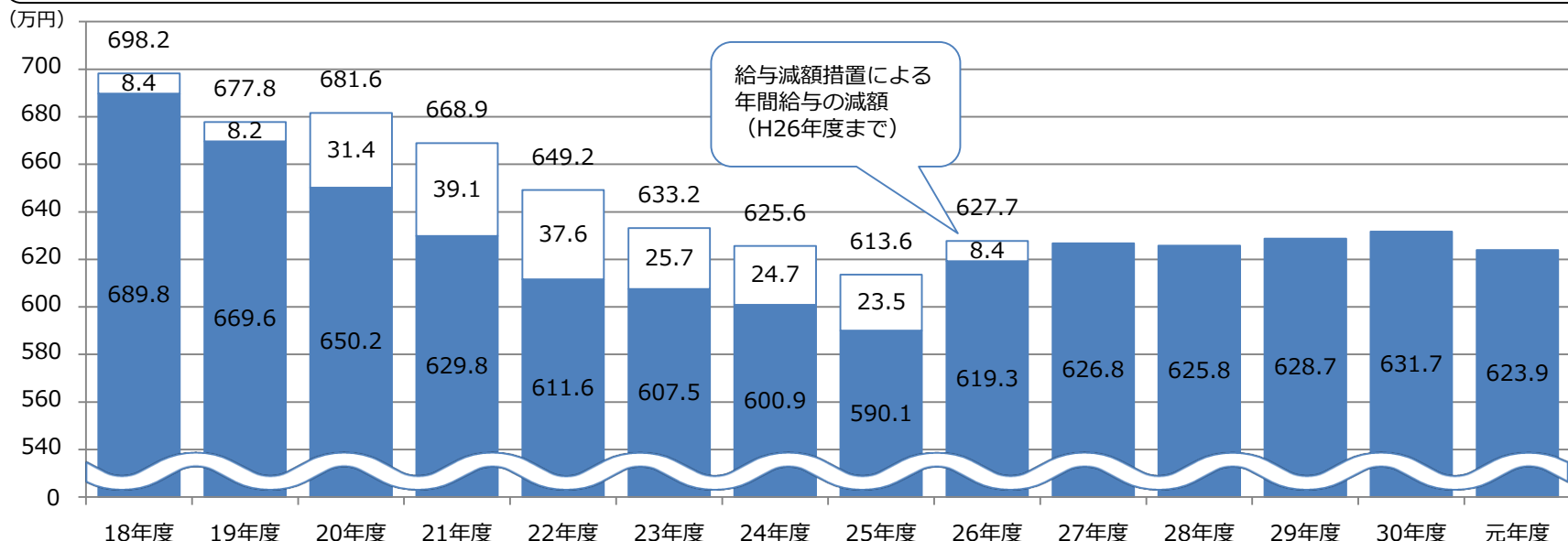
年 度	月 例 給			特 別 給		給与制度の 主な動き	
	公 民 較 差	勧 告		勧 告	実施分(注1)		
17年度	▲1,150円 (▲0.27%)	▲1,150円 (▲0.27%)	(較差を考慮して給与上の措置/ 扶養手当改定)	勧告どおり	4.45月(0.05月)	H18年6月分 から実施	◎期末勤勉手当の減額 (H17～22年度) ・4%～10%の減額
18年度	▲6,172円 (▲1.46%)	▲6,172円 (▲1.46%)	(較差を考慮して給与上の措置)	勧告どおり	公民均衡	—	給与構造改革 (H18年度～) ・給料表の水準を平均5.3%引下げ ※現給保障等経過措置あり
19年度	3,980円 (0.97%)	3,980円 (0.97%)	(給料表改定等)	0.46%	4.50月(0.05月)	期末特別手当 の改定見送り	
20年度	204円 (0.05%)	勧告せず		—	公民均衡	—	◎給料月額額の減額 (H20.8～) ・3.5%～14%の減額 (H20.8～H23.3月) ・3.0%～14%の減額 (H23.4～H26.3月) ・0.7%～3.1%の減額 (H26.4～H27.3月)
21年度	▲885円 (▲0.22%)	▲885円 (▲0.22%)	(給料表改定等/住居手当改定)	実施せず	4.15月(▲0.35月)	勧告どおり	◎退職手当の5%減額 (H20～24年度)
22年度	199円 (0.05%)	勧告せず		—	3.95月(▲0.20月)	勧告どおり	大阪府版公務員制度改革 (H23年度～) ・独自給料表の導入 (職務給の徹底、部・次長級の定額 化) ・上位評価者の昇給給数の見直し (5～8号給を4号給とする)
23年度	▲315円 (▲0.08%)	▲314円 (▲0.08%)	(住居手当・扶養手当改定)	勧告どおり	改定見送り	勧告どおり	
24年度	▲1,598円 (▲0.41%)	▲1,598円 (▲0.41%)	(給料表等改定)	勧告どおり	公民均衡	—	
25年度	9,800円 (2.56%)	9,800円 (2.56%)	(給料表等改定)	勧告どおり (実施はH25.12～)	公民均衡	—	
26年度	6,450円 (1.65%)	6,450円 (1.65%)	(給料表改定)	経過措置を除き 実施	4.10月(0.15月)	H26年6月分 から実施	
27年度	5,995円 (1.55%)	5,995円(1.55%)	(給料表等改定)	実施せず	4.20月(0.10月)	勧告どおり	給与制度の総合の見直し (H27年度～) ・給料表の水準を平均2.0%引下げ ・単身赴任手当の引上げ
28年度	▲1,075円 (▲0.28%)	▲1,075円(▲0.28%)	(給料表等改定) ※改定時期はH29.4	注2	4.30月(0.10月)	勧告どおり	
29年度	230円 (0.06%)	230円 (0.06%)	(給料表等改定)	勧告どおり	4.40月(0.10月)	勧告どおり	
30年度	▲1,914円 (▲0.50%)	▲1,914円 (▲0.50%)	(給料表改定)	勧告どおり	4.45月(0.05月)	勧告どおり	
元年度	6,708円 (1.78%)	6,708円 (1.78%)	(給料表等改定)		4.50月(0.05月)		

注1 月例給及び特別給の「実施分」は、勧告後、任命権者により実施されたものです。

注2 勧告どおりの引下げ改定をH29.1から実施、H28.4～12引下げ相当分をH29.2に調整。

12. 大阪府職員(行政職給料表適用者)の年間給与の推移

平成18年度からの給与構造改革後における大阪府職員の年間給与の推移を見ると、令和元年度にかけて約74万円減少しています。

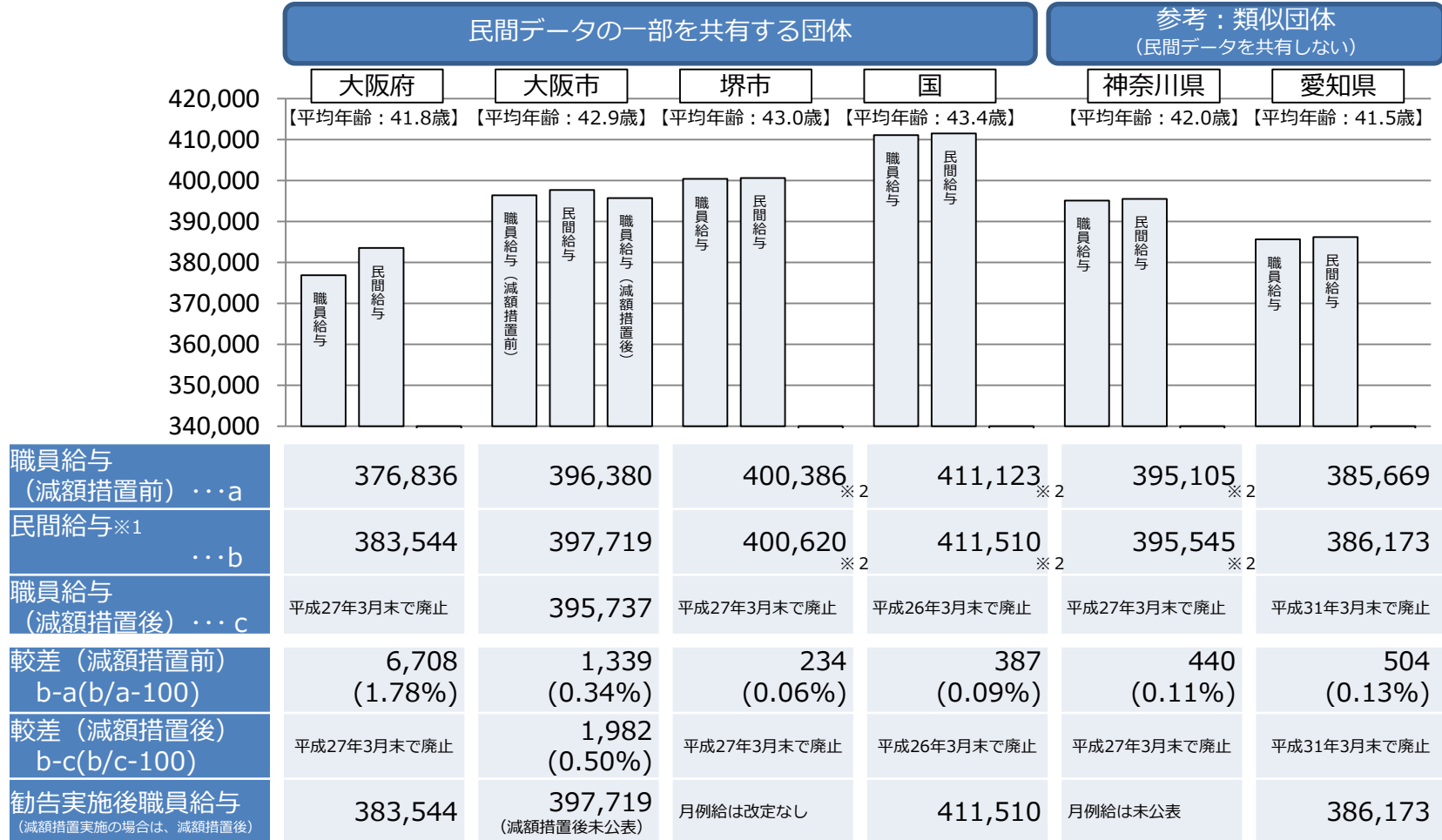


	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
年間給与(減額前) (a)	698.2	677.8	681.6	668.9	649.2	633.2	625.6	613.6	627.7	626.8	625.8	628.7	631.7	623.9
年間給与(減額後) (b)	689.8	669.6	650.2	629.8	611.6	607.5	600.9	590.1	619.3	626.8	625.8	628.7	631.7	623.9
減額(a)-(b)	8.4	8.2	31.4	39.1	37.6	25.7	24.7	23.5	8.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
平均給与月額	422,757円	410,331円	407,091円	402,125円	398,243円	393,726円	389,819円	382,830円	390,895円	386,768円	383,916円	383,175円	382,731円	376,836円
前年との差引き	△3,247円	△12,426円	△3,240円	△4,966円	△3,882円	△4,517円	△3,907円	△6,989円	8,065円	△4,127円	△2,852円	△741円	△444円	△5,895円
期末勤勉手当支給月数	4.45月	4.45月	4.50月	4.50月	4.15月	3.95月	3.95月	3.95月	3.95月	4.10月	4.20月	4.30月	4.40月	4.45月
行政職給料表適用職員数	14,489人	14,249人	14,083人	13,509人	13,103人	12,263人	12,042人	11,790人	11,707人	11,566人	11,527人	10,893人	10,918人	10,892人
平均年齢	44.5歳	44.6歳	44.4歳	44.4歳	44.1歳	43.9歳	43.7歳	43.2歳	43.0歳	42.6歳	42.2歳	42.1歳	42.1歳	41.8歳

注 年間給与、平均給与月額及び期末勤勉手当支給月数は、勧告実施前の数値。

13. 他団体との比較

○各団体の勧告に基づく平成31年4月1日時点の平均給与比較



※1 職員給与と比較するため、ラスパイレース方式で算出したもの。

※2 国、堺市、神奈川県の間接及び職員給与については、本年度の新規学卒者は含まれていない。